

厚生常任委員会記録

令和6年9月17日（火）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時21分

○出席委員（7名）

1番 須藤 江利加 委員 2番 工藤 裕介 委員 3番 志村 洋子 委員
9番 竹浪 敦 委員 11番 坂本 崇 委員 18番 野村 太郎 委員
22番 松橋 武史 委員

○出席理事者（5名）

健康子ども部長 佐伯 尚幸 情報システム課長 羽場 隆文
生活福祉課長 間山 博樹 子ども家庭課長 清野 悟
国保年金課長 相馬 延承

○出席事務局職員（2名）

次長 竹内 孝行 書記 外崎 容史

【午前10時00分 開会】

○委員長（坂本 崇委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付いたしました議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第79号 弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（坂本 崇委員） まず、議案第79号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康子ども部長。

○健康子ども部長（佐伯尚幸） 議案第79号弘前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、児童手当法及び生活保護法の一部改正に伴い、関係規定を整理するため、所要の改正をしようとするものであります。

資料に沿って御説明いたしますので、配付の資料1を御覧ください。

1、改正の趣旨・理由についてです。

まず、1点目でございますが、生活保護法の一部改正により、これまでの生活保護受給世帯の子供が高校等を卒業した後に大学等へ進学するための支援に加え、就職する際の新生活の立ち上げに対する支援も行うため、進学準備給付金が進学・就職準備給付金に拡充されました。これに伴いまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法における進学準備給付金の支給に関する事務に関しまして、給付金の名称が進学・就職準備給付金に改められたことから、本条例においても、当該給付金の名称を改めるものであります。

2点目は、児童手当法の一部改正により、児童手当の支給要件の一つである所得制限が撤廃され、所得が制限限度額以上で上限限度額未満の養育者に支給されている特例給付が廃止されます。これに伴いまして、番号法における特例給付の支給に関する事務の規定が削除されることから、本条例においても、当該特例給付の支給に関する事務の規定を削除するものであります。

次に、改正内容について御説明申し上げます。

2、改正の内容を御覧ください。また、資料2としまして新旧対照表も配付しておりますので、併せて御覧ください。

さきに御説明申し上げました改正の趣旨・理由の1点目に関する改正につきましては、別表第1の9の項並びに別表第2の9の項及び同表15の項中、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めるものであります。

2点目に関する改正につきましては、別表第2の28の項に規定されている「又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)」の部分削除するものであります。

3、施行期日については、1点目に関する改正は公布の日から施行し、2点目に関する改正は令和6年10月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 今御説明いただいた内容で、進学・就職準備給付金という名前に変更があるということだったのですけれども、今回、3月に卒業した方々のうち、大学に進学された方と就職された方というのは、割合的にはどのくらいいらっしゃるものなのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○生活福祉課長（間山博樹） 対象になる子供の人数なのですけれども、令和6年3月に高等学校を卒業した生活保護世帯の子供につきましては、卒業後に就職して世帯から転居した人数が4人で、全て支給対象となっております。処理件数も4件となっております。

なお、生活保護世帯の子供が世帯に同居の上で就職して、その結果、世帯全体が生活保護廃止になったものはゼロ件となっております。

今後につきましては、令和6年8月末時点で、高校3年生の人数は14人となっております。高校卒業後に大学進学または就職することは、被保護者の自立の助長の観点からも重要であることから、新生活の立ち上げの際の支援となる進学・就職準備給付金について、対象者に説明の上、積極的に申請するように周知してまいります。

○1番（須藤江利加委員） もう1点だけ。

特別給付金というものの記載が新たに、新設のほうでは記載がなくなってしまうということ、撤廃されるということなのですけれども、この特別給付というところに、なくなることで影響というのは、具体的にどんなことがあるのか、ちょっと分かりづらかったもので教えていただきたいのですが。

○こども家庭課長（清野 悟） 今、特別給付と、特例給付でよろしかったですか。（「ごめんなさい、特例給付です」と呼ぶ者あり）

特例給付がなくなることでの影響についてですけれども、ここは、所得制限が撤廃されることによりまして対象者が増えます。今まで特例給付を受けていた方の所得制限がなくなることによって、特に影響はございません……すみません、所得制限がなくなることによりまして、支給する世帯は増えることとなります。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第83号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○委員長（坂本 崇委員） 最後に、議案第83号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

○健康こども部長（佐伯尚幸） 議案第83号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、被保険者証の交付等に係る事務を廃止するため、広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

規約変更の経緯を御説明いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正が令和5年6月9日に施行されたこと、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が令和5年12月27日に施行されたことにより、令和6年12月

2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなります。これに伴い、広域連合規約の被保険者証に関する部分について改めることとなったものであります。

次に、変更内容を御説明いたしますので、資料1を御覧ください。

資料1は、広域連合の現行規約であります。本案に関する規約の変更箇所は、広域連合の事務処理について、第4条に規定されている別表第1の一部を改めるものであります。

次に、資料2を御覧ください。

資料2は、今回改める箇所の新旧対照表であります。改正内容は、別表第1の2及び3に掲げる「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものであります。

次に、附則について御説明いたしますので、議案のほうにお戻りください。

附則では施行期日を定めており、この規約は令和6年12月2日から施行しようとするものであります。

説明は以上であります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） そうしたら、今の説明の中では、とりわけ言葉としては出てきませんでしたが、マイナンバーに関わる中身かなと思って見ておりました。

最近の後期高齢者の方々のマイナ保険証の利用率というのは、今出ているものなのでしょうか。

あと一緒に、今回やることになったタイミングといますか、なぜ今、今回このタイミングでやることになったのかも教えていただきたいと思います。

○国保年金課長（相馬延承） まず、後期高齢者医療制度におけるマイナ保険証の利用状況に関してですが、弘前市の部分の数字になりますが、7月の段階で後期の保険者数2万8974人に対して、実際のマイナ保険証の登録者数は1万5197人となっております。ただ、マイナ保険証の利用率となりますと、実際のところは7.65%という形になってございます。

今回のタイミングに関しましては、この後期高齢者医療広域連合の規約変更等は、各40市町村全ての議会の議決を経た形のを都道府県のほうに出して、許可というか、変更の承認を得るみたいな形になりますので、今の附則にありますように12月2日以降の変更になりますから、その前段階の今のタイミングの議会で全ての市町村の議会で承認を得るといった形になったものでございます。

○1番（須藤江利加委員） もう1点だけ。

先ほど、配付資料2にございました今回変わる点について、変更後が資格確認書等の引渡しという、言葉としてはなるのですけれども、この資格確認書等の等というのは何を意味するものなのか、御説明いただきたいです。

○国保年金課長（相馬延承） マイナンバーカードを持たない方や、マイナンバーカードを持っていても保険証登録をしていない方には資格確認書を送付する形になりますが、12月2日以降、新たに後期高齢者医療制度に移行して加入される方に関して、マイナ保険証を利用できる状態になっている方には、何も送付しないというわけにはいきませんので、資格情報のお知らせという形で、後期のその方の被保険者番号が何番であるとか、番号が変わりますから、それまでの国保の扶養だったり社保扶養だったり、それと変わりますので、そういった状況を間違いなく、あなたは後期に移ってそういう保険になりましたという資格情報を確認するためのお知らせというものを送付しますので、それが「等」に当たる部分になります。

そのお知らせを一応、氏名とか被保険者番号、負担割合とか有効期限とか交付年月日とかが

入りますが、ただそれをもってしては、受診できるというふうな資格確認資料は別なものという形になりますので、「等」という形の表現をさせていただいております。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 私から、議案第83号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対の立場から討論を行います。

従来から会派日本共産党は、国民がマイナンバーカードを使わざるを得ない状況をつくり出し、任意であるマイナンバーカードを事実上強制する現行の被保険者証廃止には反対の立場を取ってまいりました。

マイナンバーカードに他人の情報が誤ってひもづけされるなどの問題は相次いでおり、国民の不安はまだまだ解消されていないのが実態ではないでしょうか。

厚労省は4月25日、マイナンバーと健康保険証のひもづけミスが新たに545件判明したことを公表しております。昨年12月の段階で、医療保険に係るマイナンバーひもづけミスは8,695件報告されております。今回新たに判明した分と合わせても、9,240件のマイナンバーの誤登録があったこととなります。

また、国民から信頼されていないマイナ保険証の利用率は、先ほどもありましたが低迷しておりますし、利用キャンペーンを国が薬局や病院を駆り立てて進めてはおりますけれども、今現在でも僅か9.9%程度、つまりほとんど、9割の方が保険証を利用していないこととなります。

弘前市の状況も先ほどお伺いしましたが、マイナ保険証は弘前市でも7月時点で7.65%ということであり、このように未登録者が非常に多い状況下においてマイナ保険証に一本化すれば、病院窓口が混乱するだけでなく、市役所も煩雑な資格確認書の交付事務や、5年で有効期限が切れる電子証明書の市役所窓口での更新手続で大混乱となるのは目に見えています。病院窓口では、マイナ保険証による資格確認がスムーズにいかないトラブルが全国各地で相次ぎ、10割負担を要求される事例も発生していると伺っています。

さらに、病気入院、施設入所、障がい、認知症など要介護の高齢者にとって、マイナ保険証への一本化と面倒な更新手続は非常にハードルが高く、誰でもいつでも医療が受けられなくなる危険も出てきています。入所施設側など、高齢者のマイナ保険証を預かり、期限切れなどにならないように管理しなければならないとすれば、施設にとってとんでもない責任と負担を強いられることとなります。紙の保険証を残せばよいだけの話ではないでしょうか。

巨額の予算と人手をかけ、多くの欠落があるマイナ保険証に一本化して、誰でも医療が受けられる権利を保障する現行の健康保険証の廃止を強行すれば、今以上に混乱が広がり、国民皆保険制度を揺るがすことは明らかです。

本議案は、令和6年12月2日から実施されようとしているマイナ保険証への一本化に向けて、後期高齢者医療制度の事務のうち、関係市町村が行う被保険者証明書の引渡し及び返還の受付を廃止しようとするものでありますので、よって、マイナ保険証への一本化と現行の健康保険証の廃止は止めるべきとの立場から、議案第83号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、反対の立場から討論を行いました。

○3番（志村洋子委員） 私は、議案第83号青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、これに賛成の立場で意見を申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、関係法令に基づき全ての公的医療保険において、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、通称マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされています。

この仕組みにより、医療機関・薬局において、患者の直近の資格情報等の確認ができるとともに、患者本人の同意に基づいた上で、過去の薬剤情報等を医療関係者に共有して重複投薬や併用禁忌を回避するなど、健康・医療に関する多くのデータに基づいたよりよい医療を患者に受けていただくことを可能とすることで、我が国の医療DXの基盤となり、デジタル社会における質の高い医療の実現につながるものであります。

なお、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の登録は強制されるものではなく、任意での取得・登録が可能であり、健康保険証の新規発行終了後においても、マイナンバーカードを取得していない、あるいは健康保険証利用登録をされていない被保険者については、青森県後期高齢者医療広域連合において職権で資格確認書を交付し、各市町村から発送することにより、これまで同様に医療を受けることが可能であります。

後期高齢者医療制度に限らず、国をはじめとして各保険者がマイナ保険証利用に関する丁寧な周知を継続し、被保険者のスムーズな移行を図っていることから、本案について、原案どおり決することに異議はないものであります。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（坂本 崇委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時21分 散会】